

京都市告示第489号

京都市昼間里親規則第3条2項で規定する、「これに準じる区域として市長が定める区域」に以下の区域を指定します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

| | |
|------|---------------------|
| 指定区域 | 京都市立大原小学校（分校含む）通学区域 |
|------|---------------------|

（保健福祉局子育て支援部保育課）